

JP 期間雇用社員の JP エクスプレスへの 契約替え時の時給単価の設定方法について

- 1 時給額算定の基礎とする期間（8月1日契約、10月1日契約のいずれの場合とも同一期間）
JPにおける2008年8月の勤務実績（9月支給）分から2009年7月の勤務実績（8月支給分）までとする。ただし、2009年6月及び7月の勤務実績は、2008年の各同月の勤務実績を使用し、単価は直近のものを使用する。
臨時手当は、20年度冬期及び21年度夏期とする。

- 2 時給単価算定の基礎とする給与額

JP 期間雇用社員が JP エクスプレス契約社員となった場合、給与の支払いは、勤務実績に「時給」を掛けたもののほか、「契約替え措置額（定額）」により構成することとし、その額はそれぞれ、前記1の期間における実績額を使用して組み立てる。

- (1) 時給単価の基礎とする科目（JPでの支給科目）

ア 基本給（地域別基準額＋職務加算額）

イ 加算給（基礎評価給＋資格給）

ウ 臨時手当（夏期賞与＋年末賞与）

- (2) 契約替え措置額の基礎とする科目

- ・ 作業能率評価手当

<補足>

※1 通勤費は JP エクスプレスへの通勤実態に応じて支払う。

※2 深夜割増は JP エクスプレスにおける割増率を適用して支払う。

※3 早朝・夜間割増賃金、祝日割増賃金は、勤務実績に応じて支払う手当であるため、時給単価に組み込むことは不適であるため組み込まない。

※4 契約替え時に職種が変更となる場合にあっては、職種の変更は考慮しない。

- 3 時給単価算定の基礎とする勤務時間

前記1の期間における所定労働時間数

- 4 算定方法

- (1) 前記2(1)の総額を前記3の時間数で除した額を、JP エクスプレスにおける時給単価とする。
なお、その算出結果が JP における直近の時給単価を下回る場合は、JP における直近の時給単価を JP EX における時給単価とする。

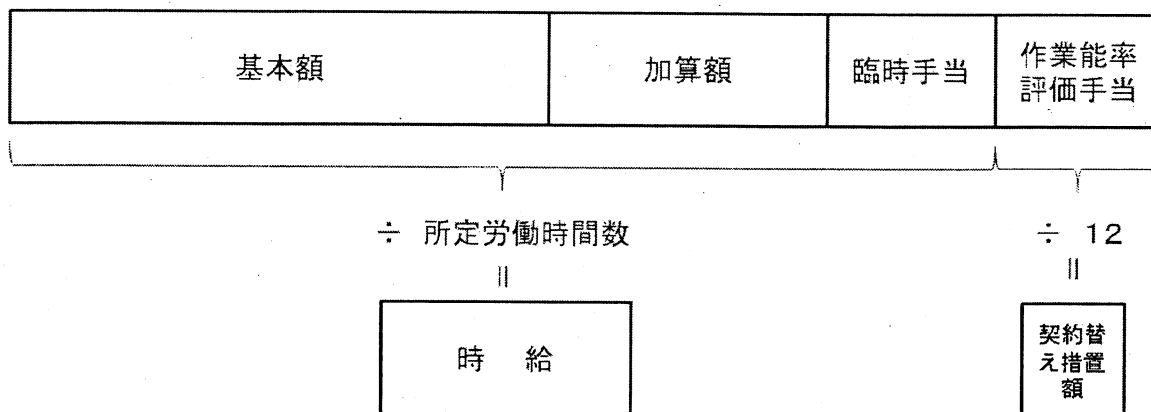
- (2) また、同(2)の総額を12等分して、「契約替え措置額」として毎月支給する。

なお、「契約替え措置額」は、JP 在籍時に支給された作業能率評価手当分の保障であり、同

手当の性格がJPにおける契約社員個々人の作業能率に関する評価によるものであるため、2010年4月以降の扱いについては、別途とする。

(イメージ)

[1年分の]



毎月の支給額は・・

時 給	× 労働時間数	+	契約替 え措置 額
-----	---------	---	-----------------

※ 超過勤務であれば、125/100、深夜勤務であれば25/100で支払い。